

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会
日時	令和3年7月21日(水) 13:30~15:00
場所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室
出席者	会長 奥野 明子 副会長 細川 由美子 委員 大場 由裕, 城戸 知子, 熊懷 賀代, 橋本 明美, 福本 吉宗 欠席委員 武本 夕香子, 関 めぐみ (敬称略)
事務局	市民生活部 森田部長 人権・男女共生課 田中課長, 小杉主幹, 松丸係長, 林主査, 西畑課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者全員の賛成により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 開会
- (4) 会長の選出
- (5) 第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン及び第2次配偶者等からの暴力対策基本計画の進行管理(令和2年度実績報告・令和3年度実施計画)について
- (6) その他: 男女共同参画に関する市民・職員意識調査の実施について
令和3年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会について

2 提出資料

令和3年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会次第

芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料1 令和2年度施策体系別「評価」(ウィザス・プラン)

資料2 第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 施策一覧(分類「1: 発展・充実」)

資料3 第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 施策一覧(全事業一覧)

資料4 令和2年度施策体系別「評価」(DV計画)

資料5 第2次芦屋市DV対策基本計画 施策一覧(分類「1: 発展・充実」)

資料6 第2次芦屋市DV対策基本計画 施策一覧(全事業一覧)

資料7 第4次ウィザス・プラン 数値目標

資料8 第2次DV対策基本計画 数値目標

当日資料1 芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査 調査票

当日資料2 芦屋市男女共同参画に関する職員意識調査 調査票

3 審議内容

=委嘱状交付=

=市長あいさつ=

=開会=

=委員自己紹介=

=事務局紹介=

=正副会長の選出=

●会長に奥野委員を選出、会長あいさつ

副会長に細川委員を指名、副会長あいさつ

=会議の公開について説明=

=議事=

事務局／田中：ここからは、奥野会長に議事進行をお願いいたします。

奥野会長：まず、第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プランについてご説明いただき、そちらについて委員の皆様からご意見等をいただいた後、第2次配偶者等からの暴力対策基本計画（通称 DV対策基本計画）についての説明・審議という流れで進めたいと思います。まず、ウィザス・プランについて、事務局から説明をお願いします。

●事務局よりウィザス・プランについて、資料1～3に沿って説明

奥野会長：ありがとうございました。資料1，2で重点的な取組をまとめていただいておりますので、まず資料1，2に関してご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

大場委員：資料1の「6【女性活躍推進計画】仕事と生活の両立」の総括の「職員向けには、休暇取得の促進やノー残業デー実施のための周知・啓発，管理職向けの研修実施など，ワーク・ライフ・バランス促進のための取組を進めている」という箇所に関連して，最近，男性職員の育児休業取得への心理的ハードルが下がっているという話を聞いております。その要因としては，実際に休業を取得した職員の感想等を掲載した庁内広報記事などを見て，他にも育児休業を取得している職員の存在を認識できることにより，心理的ハードルが下がったのではないかと考えられますので，今後も重点的に取り組んでいただけたらと思います。

奥野会長：芦屋市の男性職員の育児休業取得率はどのぐらいですか。

事務局／小杉：資料7「第4次ウィザス・プラン数値目標」のNo.112「市男性職員への育児休業や出産補助休暇，介護休暇の取得促進」に記載しております令和2年度の実績では，男性職員の育児休業取得率は32.4%です。

奥野会長：非常に高いですね。

事務局／小杉：令和元年度が8.8%でしたので，この一年で飛躍的に伸びました。大場委員からご紹介がありましたように，庁内の電子掲示板等を活用して育児休業を取得した体験談を掲載したことなどにより，実際に育児休業を取得できると認識した職員が増えてきているのではないかと考えております。

奥野会長：女性職員の育児休業取得率はどのくらいですか。

事務局／小杉：100%です。

細川副会長：電子掲示板等には、育児休業を取得した男性職員自身の体験談を掲載しているのでしょうか。取得した職員のご家族や配偶者からの感想等も掲載するとより良いのではないかと思います。

事務局／小杉：職員によっては、ご家族からのお話なども男性職員の言葉で、体験談の中に含めて紹介していたかと思えます。

奥野会長：男性の育児休業の取得期間の長さはどのくらいでしょうか。子育てにしっかりと関わることでできる、ある程度の期間で育児休業を取得することに意義があるので、取得率だけでなく取得日数も重要です。そのため、取得率の数値だけで判断はできないと思いますが、地方労働組合としては何か取組をされていますか。

大場委員：組合員に対し全般的な取組として行っているものはありませんが、実際に育児休業を取りたいが、職場環境や業務の忙しさなど、複合的な要因によって休業取得困難な場合には、労働組合の立場から職員に対して聞き取りをし、必要に応じて働きかけを行うなどの対応をしている状況です。

奥野会長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

事務局／小杉：男性の育児休業取得期間については、所管である人事課に確認したところ、実際に育児休業を取得した男性職員のうち、大半は1か月から2か月程度育児休業を取得しており、長くて半年取得されているとのことでした。

奥野会長：ありがとうございます。市内の企業に対してはどのような取組をされていますか。

事務局／小杉：芦屋市内には比較的小規模の企業が多く、今後どのように働きかけをしていくべきか悩んでおります。来年4月に女性活躍推進法が改正され、常時雇用する従業員数が101人以上の企業には一般事業主行動計画の策定が義務付けられることとなります。

事務局／林：労働局に確認したところ、市内の常時雇用する従業員数が301人以上の事業所は4社ほどですが、101人以上の事業所は15社ほどございます。先月、従業員数が101人以上の事業所に一般事業主行動計画策定の進捗に関するアンケートを送らせていただき、数社からは既に策定済と回答がありました。規模の大きい事業所に向けては、そのように働きかけをしておりますが、小規模の事業所には今後どのようにアプローチしていくべきか検討中です。

奥野会長：15社ほどであれば、アンケートを送付しなくても、直接訪問することも可能なのではないのでしょうか。

福本委員：従業員数が101人以上の事業所は15社ほどとお聞きして驚いたのですが、本当に15社だけなのですか。

事務局／林：常時雇用する従業員数という条件により、場合によっては除外されている企業

がある可能性はありますが、労働局に確認したところでは市内には15社ほどでした。

福本委員：奥野会長がおっしゃるように、15社ほどであれば、アンケートを送るのではなく、全件訪問した方が早いのではないかと思います。弊社でも育児休業については、女性は必ず取得していますが、男性の取得率は低い状況です。日本では未だに封建社会制度が根付いている部分もありますが、性別に関わりなく、2人で子どもを育てるのが本来あるべき姿だと思いますので、より法整備が進み、休業取得を促進する必要があると感じます。市が積極的な取組を進めてもらえると企業と市の双方にとって良いのではないかと思います。ぜひ先程おっしゃっていた15社を訪問していただき、取組を進めていただきたいと思います。

奥野会長：男性の育児休業についてご意見が集中しておりますが、他の委員様のお立場でのご意見はいかがでしょうか。

城戸委員：出産直後の育児休業は話題に挙がることが多いですが、その後の子育て期間における休暇も充実してほしいと思います。悪天候による警報時や子どもの体調が優れない時など、夫婦のどちらが休暇を取るのか決める際、暗黙の了解で女性が休暇を取ることが多いのではないかと周りも私自身も感じております。もう一步踏み込んだ20歳までの子育てに関わる休暇の制度を整えば、安心して出産・子育てできる社会になるのではないかと思います。

福本委員：城戸委員の周りの環境では、基本的に女性が休暇を取得したり、迎えに行ったりしなければならないというような考え方があるのですか。

城戸委員：そうですね。夫婦ともに正社員として働いている場合でも、夫婦同等で休暇を取得する家庭は少数派で、大半は女性の方が休暇を取得したりすることが多い状況です。

福本委員：弊社の話で申し訳ないのですが、例えば台風などで警報が発令されることが想定される場合には、総務部門から全社員に予め発信をすることで、子どもを迎えに行くことや子どもが自宅にいることに備えることができる環境を整えていて、性別に関わりなく、仕事の中で夫婦のどちらが調整しやすいかという視点で考えております。弊社としてはそのような対応をしておりますが、環境によっては、基本的に女性に対応しなければいけないという考え方が根強く残っているのか気になりましたので質問させていただきました。

城戸委員：そうですね。男性だけが一方的にそう考えているというよりは、女性自身もそうしなければいけない、というように感じてしまっているのではないかと思います。夫婦間で対等に考えられる社会になればいいと思います。企業側の働きかけだけでは難しいので、社会全体で変わっていく必要があると思います。

奥野会長：そういう意味では、今の議論は基本目標1【意識づくり】に深く関わっていて、家庭を築いたり、企業に所属したりする前段階の教育や啓発が重要であるかと思えます。女性自身の中にも、子育て中のそういった状況には女性に対応しなければいけない、という根強い考えがあるかと思うので、社会全体で変えていければいいですね。その他、社会的な支援という面では、芦屋市の病児保育や、障がい児への支援等についてはどのような状況でしょうか。

事務局／小杉：昨年度までは、病児保育は市立芦屋病院1か所のみでしたが、今年度、市立精道こども園が新しく移転し、こちらでも病児保育での受け入れが可能になりました。

奥野会長：当日の朝に連絡して受け入れてもらえる体制なのでしょうか。それとも長期的に預かる必要がある子どものための病児保育なのでしょうか。

事務局／小杉：急変の可能性があるような病気や、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には即時に対応できないと聞いておりますが、病状が安定している子どもであれば受け入れが可能だと聞いております。

奥野会長：そういう仕組みがあることを、支援が必要な人が知っているかどうかが重要ですよ。市民の方で共働きのご夫婦に十分に周知することが必要かと思えます。細川副会長、看護の視点で何かご意見はございますか。

細川副会長：私の同僚にも働きながら病児保育を利用している方がいますが、病児保育も利用方法は様々です。受診してからでなければ利用できないといった制約がある場合には、結局出勤時間が遅れてしまいますので、先ほどのお話にもありましたとおり、夫婦間の関係の中で女性が休まなければいけない、というジェンダー・バイアスがかかり、どうしても女性に負担がかかることが多くなります。1時間、2時間と少しの時間であっても、仕事の中では重要な時間ですので、もう少し細やかで丁寧なサービスにしていく必要があるのかと思えます。また病児保育を利用することに対して、母親は罪悪感を持ちやすい傾向があるかと思えます。病児保育を利用した成功例等を紹介したり、状況に合わせた細やかなサービスを設けたりすることで、より利用しやすくなると思えます。

奥野会長：他にご意見いかがでしょうか。

福本委員：前回の任期で委員を務めた際にも質問をさせていただいたかと思うのですが、この審議会において、2年間の期間内に何を成し遂げるのが最終目標なのでしょうか。具体的な目的や指標が明確でないと、審議会として何をすべきなのか分かりません。様々な項目を精査して、期間内で達成できた項目とできなかった項目に分類した上で、達成できなかった項目についてはどうするのか、達成できた項目は引き続き継続するか、一旦終了するのかでまた分ける、という流れなのかと思うのですが、この審議会では資料2の「1：発展・充実」の施策一覧にある事業実施目標を達成することが、最終的な目的達成という理解でよろしいでしょうか。

事務局／田中：資料2に記載の施策一覧は、全体の最終目標というのとは少し意味合いが異なり、芦屋市という地域において男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていく上で、特に発展・充実すべき事業を記載しているものになります。そのため、これだけを達成することが最終目標ではなく、こちらは今年度注力すべき事業となります。また来年度、第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プランの策定に入りますので、現在の第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プランの基本目標についてなど、今後の男女共同参画施策を進める上で大きな柱となる方針等についても、この審議会において、委員の皆様よりご意見を頂ければと考えております。

福本委員：前回の任期のとき、初めてこの審議会に出席した際には、資料は事前にいただきましたが、資料に関する説明がございませんでしたので、何を目的、目標として議論するのか分かりませんでした。会議の主旨が分かりづらいので、会議の始めに、具体的な方向性や目標が示されると分かりやすいのではないかと思います。

奥野会長：私達は今、第4次ウィザス・プランの進行管理をしており、計画通りに進んでい

るかどうかをこの審議会で確認しています。それを踏まえて、現計画を精査し、次の第5次ウィザス・プランにはどのような項目を入れていくのか意見を出し合い、その策定に繋がるような議論をしているというのが、この審議会の位置付けです。難しいのは、男女共同参画というのは非常に幅広い分野のものになりますので、個別の要点だけを議論しても全体像に繋がらないことです。この審議会に参加されている皆さまには、それぞれのお立場での視点がございますので、男女共同参画を皆さまが見える範囲で指摘し合い、それを事務局が汲み取り、取り入れていくことで、次の第5次ウィザス・プランに活かしていくことが、この審議会での最終目標だと思います。1つ目の議題についてのお時間が迫っておりますが、まだご意見いただいていない方で何かございましたらお願いします。

熊懷委員：前回の審議会委員を務めた際に一番感じたこととして、これだけ多くの資料があるのは、男女共同参画というものが生活や人生など、多岐にわたって関連するものだからだということです。そうすると、やはり一番重要なのは幅広い啓発だと思っております。具体的な事業について申しますと、資料3の項番16の教職員の新任職員研修について、新任教職員は全員参加となっておりますが、その他の教職員の方は、研修等の機会はどの程度あるのでしょうか。保育園や幼稚園をはじめ、様々な施設で市民と職員が関わる機会がございますが、市民は保育園や幼稚園の職員が市の正規職員か、そうでない職員かどうか意識しておりませんので、私立・公立に関係なく、様々な雇用形態の職員が研修を受講し、男女共同参画の視点を養う機会を設けていただければと思います。また、項番2のセンター通信「ウィザス」について、市内の高校生等に配布していただいておりますが、配布されたものを読まずに、そのまま保護者に渡しているといった状況も考えられます。生徒自身に少しでも読んでもらうためにも、保健体育や家庭科の授業でセンター通信を取り扱っていただけるよう学校に働きかけを行うなど、連携をしていただきたいと思います。また「ウィザス」のQRコードについては、前回の審議会でも意見が挙がり、取組に反映していただいておりますが、現在のコロナ禍では講演会等の機会に配布するなど周知を積極的に行うのが難しい状況ですので、歯科医院や産婦人科など、様々な年齢層の方々に来られる施設などにセンターの事業を紹介するホームページへ遷移するQRコードを記載したものをお配りするなどの取組を検討していただきたいと思います。また、こちらの男女共同参画センターは、以前の公光分庁舎から移転して数年が経過しましたが、センターがどのような場所なのか、より分かりやすく案内する工夫が必要だと感じております。私が所属する団体の他市に在住するメンバーが、初めてこちらの施設に来館した際、受付が入口に対して奥にあるため、エントランスからは館内に人がいる様子が分かりづらく、入りづらい雰囲気があったそうです。市民の方がセンターに入りやすく、利用しやすい工夫が必要かと思いました。

奥野会長：ありがとうございました。ぜひご意見を活かしていただきますようお願いいたします。橋本委員は自治会で活動されている中で、男女共同参画について何かお気付きの点はございますか。例えば自治会長は男性が多いなど、何か感じていることがございましたらご意見をお願いします。

橋本委員：私の所属する朝日ヶ丘町の自治会長は代々女性が務めています。しかし、他の地域では自治会長は男性が多いです。

奥野会長：人数で考えると自治会員自体は女性の方が多いかもしいですね。

橋本委員：そうですね。しかし自治会には世帯主の名前で入られる方が多いので、男性が多くなりますね。

奥野会長：世帯主は男性，というところにも一つのジェンダー・バイアスがありますよね。橋本委員は自治会からのご参加ということで，地元に着した目線は非常に大切です，子育て世代や企業からの目線では気が付かないことをきとお気付きになると思います。色々なところをジェンダー視点で見ただけ，ぜひ貴重なご意見をいただければと思います。それでは時間が迫っておりますので，DV対策基本計画の審議に移ります。事務局から説明をお願いします。

●事務局よりDV対策基本計画について，資料4・資料5・資料6に沿って説明

奥野会長：ありがとうございます。ではご意見をいただきたいと思います。

細川副会長：資料4の基本目標1「啓発・教育の充実」の総括に「ホームページの充実等を行った」と記載がございますが，ホームページの変更を行うことでアクセス数や利用率にどの程度影響がありましたか。

事務局／林：今，手元に統計資料はございませんが，ホームページを所管している広報国際交流課に該当ページの閲覧数を確認して，改めて報告させていただくことは可能です。

細川副会長：若い人はホームページをあまり見ないと思います。私もホームページを実際に閲覧しましたが，相談先が掲載されているページに辿り着くまでに苦労するよう感じました。実際にDVが起きている場合，パソコンで検索しているのを加害者に見られるのが恐くて，相談窓口を検索できない方もおられるかと思いますが，そういった方にはどのような広報の方法をお考えでしょうか。

事務局／小杉：広報あしやには，毎月DV相談室の案内記事を掲載しています。相談時間や電話番号を継続して掲載していますので，いずれかの月に目に留まれば，必要な時には相談室に繋がることのできるかと考えております。昨年度は1回だけでしたが，市のFacebookにもDV相談室のお知らせを掲載するなど，若い対象者の方にも届くようSNSも活用しています。また名刺サイズのDV相談室の案内カードを作成し，市内の公共施設に配架しており，順次，市内のスーパーマーケットや医療機関に依頼して，置かせていただこうと考えております。

細川副会長：女性や子どもがよく行く場所にカードを置いていただけると，目に入りやすいかと思います。

事務局／小杉：子ども家庭総合支援室が作成している相談先一覧を記載したチラシにも，DV相談室について掲載しており，子育てセンターなどをご利用されている親子の方も受け入れることができるようにしております。

福本委員：LINEは活用されていないのですか。

事務局／小杉：市の公式LINEは市民参画・協働推進室が所管しており，市民が道路の不具合などを通報するために活用しているため，市から発信はしていないと聞いております。タイムラインは活用できるかもしれませんので担当課と調整しまして，可能でしたら進めてまいります。

福本委員：広報あしやを配布する，インスタグラムやLINEのタイムラインに投稿する，これらは発信だと考えていますが，ホームページは自発的に検索した方にしか情報が届き

ませんので、市からの発信とは言えないと思います。広報あしやは紙媒体で配布されていますが、インスタグラムやLINEのタイムラインなどを活用して電子で配信すれば、登録している方々には届くので、情報発信ツールの活用方法は今後も検討する余地があるのではないかと思います。

森田部長：福本委員からご指摘のありました情報発信につきましては、これは男女共同参画やDVだけに関わらず、市全体として情報発信方法の検討が必要だと考えております。従来、芦屋市の情報発信の主力は広報あしやの配布が中心であり、各戸配布という強力な手段ではございますが、発行回数は月1回、紙面も限られております。それに比べ、ホームページは情報量が多く、即時更新が可能です。それぞれ特徴があり、一長一短ですので、いかにホームページへ誘導するかが重要だと思います。最近では、広報の記事の中にQRコードを掲載し、読み込んでいただければ該当のページへアクセスできるようにしております。同時に、チラシやカードといった紙媒体は直に手元に届きますので、目にして情報を得ていただく方法も大事だと思います。最近ではコロナ禍における「生理の貧困」が注目されておりますが、本市でも防災備蓄の入れ替えの時期に合わせて、市内5施設で生理用品を配布させていただきました。生理用品を配布する事自体が目的ではなく、生理用品が購入できない背景には貧困・その他の問題があると考えられるため、生理用品と一緒に相談窓口一覧のチラシを入れてお渡しすることで、相談窓口を知っていただく機会にしました。これは一例ではございますが、必要な支援が対象者に届く方法を意識しながら、情報発信の取組を検討していきたいと思っております。

奥野会長：ありがとうございます。その他にご意見はございますか。

大場委員：資料5の項番2に記載のある、関係課へのDV相談室の案内カード配布に関連して、DVがある家庭は経済面や介護に関わる問題など、複合的な課題を抱えている場合が多いため、関係課と連携して対応する機会が非常に多いと思います。そのため、カードの配布も重要だと思いますが、情報提供だけでなく、研修の機会を設けて直接説明するなど、もう少し踏み込んで対応しても良いのかなと思いました。

奥野会長：ありがとうございます。一方的に情報提供するのではなく、関係課と直接対話する中で複合的な課題を捉え、支援していけるような連携体制を整えることが必要だと思います。

城戸委員：市からDV相談に関連した様々な情報を発信いただいておりますが、市民活動の場を活用いただくのも一つの手段ではないかと思います。登録団体の方々に対して研修やご説明の機会を設け、周囲の方など何かあればDV相談室をご案内ください、ということをお伝えいただければ、対象の方と距離感が近いので被害に気付きやすく、被害を受けている方も話しやすいのではないかと感じました。

奥野会長：丁寧な周知を行って、様々な方向から被害者からの情報を受け止めることが大切なのではないかと思います。

細川副会長：DV相談室の相談者の年齢層は分かりますか。

事務局／林：明確な数字ではありませんが、子育て世代の方からの相談が多いと思います。児童虐待事案の背景にはDVがあるということもありますので、子どもがいるDV被害者の相談の際には、庁内の児童虐待の担当と連携を密にしています。

細川副会長：DV被害者には様々な世代の方がおられて、今の窓口は若者や子育て世代の方をターゲットにして充実を図っておられるようですが、その他の年齢層の方で被害に遭っている方はもっとおられると思います。その方々の方が相談しづらいと感じている可能性がありますので、目につきやすい紙媒体での啓発や、若者や子育て世代以外の方々も相談しやすくなるような環境整備が必要だと思います。

事務局／小杉：昨年度、民生委員・児童委員の協議会の中で時間を設けて、DV相談室について情報提供させていただきました。身近な市民の方からのお声を拾いやすいであろう地域にいらっしゃる民生委員・児童委員の方々をお願いすることによって、様々な世代の方がDV相談室に繋がればと考えております。

事務局／田中：DV相談室の周知と同時に、DVを発生させない環境を作ることも重要だと考えております。一昨年前より、市内の全高校3年生にデートDVやJKビジネスによる被害について、社会に出る前の段階で知っていただきたく、啓発チラシを配布しております。その際には関係団体より協力を得て、啓発文を封入したティッシュと一緒に配布するなど、啓発活動を行っています。

細川副会長：デートDVに関しては、高校3年生では啓発が遅いような気がします。高校3年生を対象としている理由は何ですか。

事務局／田中：これから大学進学や社会に出ていく直前の時期であるため、より効果が大きいと考えております。

細川副会長：どこまで伝えるのか精査する必要がありますが、性教育などに関わっている立場での意見としては、高校3年生への啓発では遅いという感覚があります。高校3年生の時点で既に被害に遭ってしまっている子どももいるのではないかと思います。配布する年齢について今後、検討していただけたらと思います。

熊懷委員：市内在住でも市外の学校へ通っている高校生が多いと思いますので、高校生と中学生の両方へ配布しても良いのではないかと思います。性別にかかわらず、自分に関係ないことと思わずにしっかり受け止めてほしいと感じています。家庭の中では、啓発チラシの配布などをきっかけに、子どもと話をする機会につながればと思います。

事務局／田中：高校生への配布は、学校へ直接交渉をすることが可能ですが、中学生への配布に関しましては、公立中学校へは教育委員会を通して依頼することとなります。義務教育期間ですのでカリキュラム等との兼ね合いもございますので、可能か現時点ではわかりませんが、教育委員会と相談の上検討したいと思います。

福本委員：弊社も関わっている食品衛生協会では幼児と保護者を対象にした手洗い講習等を開催しております。幼い頃からの教育は重要であり、継続して毎年開催することで必ず実を結びます。保護者と子どもと一緒に参加できるような啓発活動は必要だと思います。

奥野会長：ありがとうございました。では今後の流れについて事務局より説明をお願いします。

事務局／田中：皆さまより大変多くのご意見をいただきありがとうございます。本日のご意見は各事業実施の所管課にお伝えし、庁内で組織する男女共同参画推進本部会議でも報告させていただきます。本部会議での意見も踏まえ、修正した資料をホームページ等で公表

いたします。本日の審議会について、追加でご意見がありましたら7月28日までにご連絡くださいますようお願いいたします。また本日、机上に配布させていただきました資料の中に、市民2,000人と本市職員を対象とした芦屋市男女共同参画に関する市民・職員意識調査に関する資料がございます。こちらの意識調査は8月26日から9月17日までの期間に実施します。調査の質問項目につきましては、昨年度までの審議会委員の皆様にご審議いただいた内容を反映しております。最後に、次回の審議会は来年1月に開催を予定しており、意識調査の結果を報告させていただきます。調査の結果を踏まえ、次年度には第5次芦屋市男女共同参画行動計画の策定を予定しておりますので、そちらに関してもご協議いただきたいと思いますと考えております。

奥野会長：それでは、これで本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。